

でんきセット割利用規約

第1条（本規約の適用）

株式会社日本ネットワークサービス（以下、「当社」という。）は、当社が規定するでんきセット割利用規約（以下、「本規約」という。）により、でんきセット割（以下、「本割引」という。）を提供します。

2. 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、本割引の提供に係る条件等は、変更後の本規約によるものとし、なお、本規約の変更は、変更後の本規約を当社の指定する Web サイトに掲載すること等により行うものとし、
3. 本規約のほか、当社が定める本割引に関する諸規定（当社が別に Web サイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下、「諸規定」という。）は、本規約の一部を構成するものとし、
4. 本規約と諸規定との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規定を優先して適用するものとし、

第2条（用語）

本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、KDDI 株式会社（以下、「KDDI」という。）が規定する「ケーブルプラスでんき需給約款」（以下、「約款」という。）で使用する用語の意味に従うものとし、

第3条（本割引の概要）

本割引は、KDDI が提供するケーブルプラスでんきと、本規約第5条第1項(2)で定めるサービス（以下、「対象サービス」という。）を組み合わせる場合に、本規約に定めるところにより、ケーブルプラスでんきの電気料金に応じて当社が割引を行うサービスです。

第4条（申込み）

本割引の適用を希望する者（以下、「申込者」という。）は、本規約を承諾の上、当社が別に定めるところにより申込みを行うものとし、

第5条（契約の成立）

当社は前条の申込みが次の各号に定める条件のすべてを満たす場合、本割引を承諾するものとし、かかる承諾の日において、当社と申込者との間で本割引の適用を受けるための契約（以下、「本契約」という。）が成立するものとし、

- (1) 申込者が、ケーブルプラスでんきに係る契約（以下、「ケーブルプラスでんき契約」という。）を締結していること、または申込みを行っていること（その申込みが承諾されない場合を除きます。）
 - (2) 当社が指定する以下の対象サービスを、申込者が契約していること
 - ・当社インターネット接続サービス（CCNet、CCNet 光）
 - (3) 次の各号に定める条件の全てを満たしていること
 - ア. 本契約の申込みの時点で、現に対象サービスの提供を受けていること、または提供を受ける見込みであること
 - イ. 対象サービスの契約者が、ケーブルプラスでんき申込者と同一であるか、申込者と同一の住所に居住する者であること
 - ウ. 対象サービスの使用場所がケーブルプラスでんきの利用場所と同一の場所であること
 - エ. ケーブルプラスでんき契約に係る料金の支払い方法の一切が、対象サービスと同一であること
 - オ. 対象サービスの利用料金を月ごとにお支払いされていること
 - カ. ケーブルプラスでんきの電気料金請求発生月に、対象サービスの料金の請求発生があること
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、業務遂行上支障があるとき、またはその他当社が不適当と判断したときは、前条に基づく申込者の申込みを承諾しないものとし、

第6条（でんきセット割引）

当社は、本契約が成立した場合、該当のケーブルプラスでんきおよび対象サービスに係る請求料金を合計した額（以下、「本件請求額」という。）から、次項の定めに従って算出した金額（以下、「割引額」という。）を、対象サービスの月額料金額を上限として引き引きます。

2. 当社は、約款に定める料金の算出期間におけるケーブルプラスでんきの電気料金のうち、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税及び地方消費税相当額を除いた額（以下「本件対象額」という。）に応じて、本契約対象の計量器毎に下記の割引額を適用します。なお、該当算出に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てるものとし、

本件対象額（税込）	割引額（税込）
5,500 円未満	60 円
5,500 円以上 8,800 円未満	200 円
8,800 円以上 17,600 円未満	300 円
17,600 円以上	500 円

3. 当社は、前二項によって算出された料金を、契約を締結した者（以下、「契約者」という。）に一括請求し、契約者は請求された料金を一括で当社に支払うものとし、

第7条（対象サービスの変更）

契約者は、第5条（2）で定める対象サービスの変更を希望する場合、当社が別に定める方法で当社に申し出るものとし、

2. 契約者は、前項の申し出において、第5条（2）に定める条件を満たす対象サービスを新たな対象サービスとして指定するものとし、

第8条（本契約の終了）

契約者は、当社が別に定める方法で当社に申し出ることにより、本契約を解約することができるものとし、

2. 前項に定める他、本契約は、次の各号のいずれかに該当した場合、自動的に終了するものとし、

- (1) 本契約に係るケーブルプラスでんき契約が終了したとき
- (2) 対象サービスの契約が終了したとき
- (3) 本規約第5条第1項（3）に定める条件を満たさなくなったとき

第9条（権利義務の譲渡禁止）

契約者は、本契約に係る権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとし、

第10条（顧客情報の取扱い）

当社は、本割引の提供に関して取得した契約者（ケーブルプラスでんき契約に係る契約者を含みます。）の情報について、本割引の提供に必要な範囲で利用する他、当社が別に定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取扱うものとし、

第11条（合意管轄）

本割引に係る紛争については、当社本社所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第12条（本割引に関する疑義等）

本規約の解釈や本割引の適用について疑義が生じ、または本規約に定めがない事項が生じた場合は、当社が決定する内容に従って処理するものとし、申込者及び契約者は予めこれを承諾するものとし、

附則

1. 当社は特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとし、
2. 記載の金額は特記のない限り消費税 10%込みの表示です。
3. 本規約は 2018 年 4 月 1 日より施行します。